

第一章 天皇

〔天皇の地位と主権在民〕

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

天皇は	日本国の	象徴で	あり	日本国民	統合の	象徴で	あつて	この	地位は	主権の	存する	日本国民の	総意に	基く
-----	------	-----	----	------	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-------	-----	----

			あり				あつて							基く
天皇は		象徴で				象徴で			地位は				総意に	
	日本国の				統合の			この				日本国民の		
				日本国民							存する			
										主権の				

	あり
天皇は	象徴で
	日本国の

	あつて
天皇は	象徴で
	統合の
	日本国民

	基く
地位は	総意に
この	日本国民の
	存する
	主権の

〔皇位の世襲〕

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

皇位は	世襲の	もので	あつて	国会の	議決した	皇室典範の	定める	ところに	より	これを	継承する
-----	-----	-----	-----	-----	------	-------	-----	------	----	-----	------

			あつて								継承する
皇位は		もので							より	これを	
	世襲の							ところに			
							定める				
						皇室典範の					
					議決した						
				国会の							

	あつて
皇位は	もので
	世襲の

	継承する
より	これを
ところに	
定める	
皇室典範の[が]	
議決した	
国会の[が]	

〔内閣の助言と承認及び責任〕

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

天皇の	国事に	関する	すべての	行為には	内閣の	助言と	承認を	必要と	し	内閣が	その	責任を	負ふ
				行為には		助言と	承認を	必要と	し	内閣が		責任を	負ふ
天皇の		関する	すべての		内閣の						その		
	国事に												

					し
		行為には	助言と	承認を	必要と
天皇の	関する	すべての	内閣の		
	国事に				

	負ふ
内閣が	責任を
	その

〔天皇の権能と権能行使の委任〕

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

天皇は	この	憲法の	定める	国事に	関する	行為のみを	行ひ	国政に	関する	権能を	有しない
天皇は						行為のみを	行ひ			権能を	有しない
			定める		関する				関する		
		憲法の		国事に				国政に			
	この										

		行ひ
天皇は		行為のみを
	定める	関する
	憲法の[が]	国事に
	この	

	有しない
[天皇は]	権能を
	関する
	国政に

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

天皇は	法律の	定める	ところに	より	その	国事に	関する	行為を	委任する	ことが	できる
-----	-----	-----	------	----	----	-----	-----	-----	------	-----	-----

											できる
天皇は				より						ことが	
			ところに						委任する		
		定める						行為を			
	法律の				その		関する				
						国事に					

			できる
天皇は	より		ことが
	ところに		委任する
	定める		行為を
	法律の[が]	その	関する
			国事に

〔摂政〕

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

皇室典範の	定める	ところに	より	摂政を	置く	ときは	摂政は	天皇の	名で	その	国事に	関する	行為を	行ふ	この	場合には	前条	第一項の	規定を	準用する
-------	-----	------	----	-----	----	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	----	----	------	----	------	-----	------

													行ふ							準用する
						ときは	摂政は		名で				行為を			場合には		規定を		
					置く			天皇の		その		関する			この			第一項の		
			より	摂政を							国事に						前条			
		ところに																		
	定める																			
皇室典範の																				

					行ふ
	ときは	摂政は	名で		行為を
	置く		天皇の	その	関する
より	摂政を				国事に
ところに					
定める					
皇室典範の					

	準用する
場合には	規定を
この	第一項の
	前条[の]

〔天皇の任命行為〕

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

天皇は	国会の	指名に	基いて	内閣	総理大臣を	任命する
-----	-----	-----	-----	----	-------	------

天皇は	内閣の	指名に	基いて	最高裁判所の	長たる	裁判官を	任命する
-----	-----	-----	-----	--------	-----	------	------

						任命する
天皇は			基いて		総理大臣を	
		指名に		内閣		
	国会の					

							任命する
天皇は			基いて			裁判官を	
		指名に			長たる		
	内閣の			最高裁判所の			

		任命する
天皇は	基いて	総理大臣を
	指名に	内閣
	国会の	

		任命する
天皇は	基いて	裁判官を
	指名に	長たる
	内閣の	最高裁判所の

〔天皇の国事行為〕

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

〔財産授受の制限〕

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

皇室に	財産を	譲り渡し	【す】	【こと】	又は	皇室が	財産を	譲り受け	若しくは	賜与する	ことは	国会の	議決に	基かなければ	ならない
-----	-----	------	-----	------	----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	--------	------

															ならない
				【こと】	又は						ことは			基かなければ	
		譲り渡し	【す】					譲り受け	若しくは	賜与する			議決に		
皇室に	財産を					皇室が	財産を					国会の			

							ならない
	【こと】	又は				ことは	基かなければ
	譲り渡し【す】			譲り受け	若しくは	賜与する	議決に
皇室に	財産を		皇室が	財産を			国会の